

旭川市地域防災計画の修正概要

計画修正の趣旨

平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年の九州地方を中心とした集中豪雨など、近年発生した災害や新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた国の防災基本計画及び北海道地域防災計画の改正を踏まえ、所要の修正を行う。

1 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- (1) 避難情報の改正（全般）
 - （警戒レベル5）災害発生情報 ⇒ 緊急安全確保
 - （警戒レベル4）避難勧告・避難指示 ⇒ 避難指示
 - （警戒レベル3）避難準備・高齢者避難 ⇒ 高齢者等避難

2 北海道地域防災計画の改正を踏まえた修正

- (1) 市民、事業者等の責務（総-10, 11, 風-7, 8）
市民等の主体的な判断・行動のため「自らの命は自らが守る」意識の徹底や市民主体の取組の支援・強化
- (2) 避難行動要支援者の避難支援の普及啓発（震-12, 風-9）
防災と福祉の連携による高齢者の避難行動の理解促進
- (3) 物資供給体制の整備（震-21, 22, 風-16）
民間事業者との災害協定による流通備蓄物資の充実
感染症対策を踏まえた備蓄
- (4) 要配慮者利用施設（震-28, 29, 風-19）
病院等の重要施設において、72時間事業継続が可能となる非常用電源の確保（努力義務）

3 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- (1) 避難者の過密抑制を考慮した避難所運営
（震-37, 39, 41, 71, 風-28, 30, 32, 57）
開設避難所の増加を踏まえ、避難所担当部局に税務部、子育て支援部を追加

4 被災者生活再建支援法の改正に伴う修正

- (1) 認定基準の明記（震-98, 129）
全壊, 大規模半壊, 中規模半壊, 半壊, 準半壊の認定基準を明記

5 その他

- (1) 小学校及び中学校についても、要配慮者利用施設として位置付け
- (2) 資料編の更新（協定等の追加）